

「入間市下水道条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1 条例改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が、令和元年6月14日に公布され、一部を除き同年9月14日に施行されたことに伴い、排水設備等の工事事業者の基準における成年被後見人等に係る欠格条項について見直しを行うもの。

2 条例改正の内容

入間市下水道条例では、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」は、排水設備等の工事事業者として指定を行わないこと及び責任技術者として登録を行わないことができるとされているが、整備法の趣旨を考慮し、工事事業者及び責任技術者の欠格条項から、成年被後見人等に係る規定を削除し、新たに工事事業者及び責任技術者として必要な能力を個別に審査する規定を整備するもの。

3 施行日

公布の日